

平成29年改訂（定）を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の接続の再考 — 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりとして—

中 川 智 之, 橋 本 勇 人

Reconsideration on Education between Kindergarten / Nursery School and Elementary School in Consideration of Guidelines Revision in 2017 — Based on What Children Should Be by the End of Childhood —

Tomoyuki NAKAGAWA and Hayato HASHIMOTO

キーワード：幼稚園教育要領等の改訂（定），幼児期の教育と小学校教育への接続，幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

概 要

本論は、今回の幼稚園教育要領等の改訂について、幼児期の教育と小学校教育の接続の観点から整理し、今後の保育者養成に資する一資料を作成することを目的とするものである。具体的には、本改訂により示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に着目して改訂の経緯を整理するとともに、今後、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を実現する上で求められるものについて検討した。その結果、学校段階間の接続期に関する意識がこれまで以上に高くなっており、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、幼児期の教育と小学校教育とを円滑に接続するための重要な役割を期待されていることを明らかにした。また、理念的には、幼児期の教育と小学校教育が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を介して円滑に接続したことを示した。今後、保育者と小学校教諭による「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりとした実際の協働が肝要となろう。

1. 緒 言

本研究の目的は、今回の幼稚園教育要領等の改訂（定）について、幼児期の教育と小学校教育への接続の観点から検討することである。

平成29年3月31日に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（定）がなされ、各府庁より告示された¹⁻³⁾。今回の改訂（定）は、平成24年8月10日に参議院で可決・成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行されて以降、初の改訂（定）となるものである。この改訂（定）により、例えば全ての要領・指針に、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等の様々な計画を関連させ、一体的・総合的に展開されるよう全体的な計画を各施設において作成することが義務づけられる等、用語や内容の統一が図られ、幼稚園教育要領、保育所保育指針、及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性が確保された⁴⁻⁶⁾。

乳児期の保育に関するねらい及び内容については、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、3つの視点（「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」）から明示された。満1歳以上満3歳未満の幼児の保育に関するねらい及び内容については、5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）により示された。これら3歳未満児に関する保育のねらい及び内容については、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領において同様となっ

る法律」）に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行されて以降、初の改訂（定）となるものである。この改訂（定）により、例えば全ての要領・指針に、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等の様々な計画を関連させ、一体的・総合的に展開されるよう全体的な計画を各施設において作成することが義務づけられる等、用語や内容の統一が図られ、幼稚園教育要領、保育所保育指針、及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性が確保された⁴⁻⁶⁾。

る法律」）に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行されて以降、初の改訂（定）となるものである。この改訂（定）により、例えば全ての要領・指針に、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等の様々な計画を関連させ、一体的・総合的に展開されるよう全体的な計画を各施設において作成することが義務づけられる等、用語や内容の統一が図られ、幼稚園教育要領、保育所保育指針、及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性が確保された⁴⁻⁶⁾。

(平成30年10月16日)

川崎医療福祉大学 子ども医療福祉学科

Department of Medical Welfare for Children, Kawasaki University of Medical Welfare

ており、理念上、3歳未満児に同様の保育が提供されると言えよう。

他方、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園における満3歳以上の幼児の教育及び保育に関する内容についても、統一して示されることとなった。これは、3歳未満児に対する保育の内容を明示することに伴い、満3歳以上の幼児の教育及び保育に関する内容についても、統一して示すことが可能となったと言える。具体的には、各要領・指針のそれぞれ第2章において、同様のねらいと内容が示されており、幼稚園、保育所、認定こども園のどの施設を選択したとしても、満3歳以上の幼児は、就学前に同様の教育及び保育が理念上受けられることとなった。

また、今回の改訂（定）により、各要領・指針の第1章において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が新たに示された。これは、各園修了時（小学校就学時）までに育ってほしい具体的な姿について、「健康な心と体」「自立心」等の10の姿により示したものであり、小学校教育への円滑な接続を指向したものである⁷⁾。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育者が指導を行う際に考慮するものとなり、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などに共有するなど連携し、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めることとされている¹⁻³⁾。

本論では、今回の幼稚園教育要領等の改訂（定）について、幼児期の教育と小学校教育の接続の観点から整理し、今後の保育者養成に資する一資料を作成することを目的とする。具体的には、幼稚園と小学校を管轄する文部科学省における議論の経過について、本改訂により示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に着目して整理するとともに、幼児期の教育と小学校教育を担う保育者、小学校教諭、及び将来の人材を育成する養成課程において、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を実現する上で求められるものについて検討する。

2. 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

周知の通り、学習指導要領等の改訂は、中央教育審議会の答申を受けて行われる。今回の改訂については、平成28年12月21日の中央教育審議会第109回総会において取りまとめられた、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」がそれにあたる。

この答申は、平成26年11月に文部科学大臣から「初

等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問が行われたことを受け、議論が重ねられてきたものである。その議論は、まず教育課程企画特別部会において行われ、改訂の基本的な考え方が平成27年8月に「論点整理」としてまとめられた。その後、この「論点整理」を踏まえ、各学校段階等や教科等別に設置された専門部会において、議論が重ねられてきた^{注1)}。

(1) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議における議論

最終的に、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿としてまとめられた10の姿は、当初12の姿として示されていたものである（表1）。これらの12の姿の基となったのは、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議によって、平成22年11月に取りまとめられた報告書、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿（参考例）」として示されたものである⁸⁾。当時は、ほとんどの地方公共団体で幼児期の教育と小学校教育の接続の重要性を認識しているものの、実際の取組は十分実施されているとはいえない状況であり、そのような状況の中、この報告書は、幼児期の教育と小学校教育の接続の取組を促すための考え方や工夫、取組を促すための方策を示すものとして作成された。

この報告書の中で、幼稚園教育要領や保育所保育指針の記載に関する次のような記述がある。これらの要領や指針は、「小学校学習指導要領と異なり、「～を味わう」、「～を感じる」などのように、いわばその後の教育の方向付けを重視した目標で構成」されており、育つべき具体的な姿が示されている小学校学習指導要領に対して、「具体的な姿が見えにくいという指摘がある」と取り上げられている。そして、「各幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼児の発達や学びの個人差に留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿を具体的にイメージして、日々の教育を行っていく」必要性について記されている。

就学以降の児童を受け入れる小学校については、「各幼稚園、保育所、認定こども園と情報を共有し、幼児期の終わりの姿を理解した上で、幼小接続の具体的な取組を進めていくことが求められる」と示されている。このように、幼児期の終わりの姿を示すことが、保育者だけでなく、小学校教諭にとっても有益なことを指

表1 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（平成22年）及び「幼稚園教育要領」等（平成29年）において示された幼児の姿

(イ)	健康な心と体		健康な心と体	(1)
(ロ)	自立心		自立心	(2)
(ハ)	協同性		協同性	(3)
(ニ)	道徳性の芽生え		道徳性・規範意識の芽生え	(4)
(ホ)	規範意識の芽生え			
(ヘ)	いろいろな人とかかわり		社会生活との関わり	(5)
(ト)	思考力の芽生え		思考力の芽生え	(6)
(チ)	自然とかかわり		自然との関わり・生命尊重	(7)
(リ)	生命尊重、公共心等			
(ヌ)	数量・図形、文字等への関心・感覚		数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	(8)
(ル)	言葉による伝え合い		言葉による伝え合い	(9)
(ヲ)	豊かな感性と表現		豊かな感性と表現	(10)

幼児期の終わりまでに育ってほしい
幼児の具体的な姿（参考例）

（「幼児期の教育と小学校教育の円滑な
接続の在り方について（報告）」）

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

（「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」）

摘した上で、参考例として挙げられたのが、12の「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿」である。

(2) 教育課程企画特別部会における論点整理

先述した、平成27年8月の「教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）」においては、次期改訂に向けての課題として、これまでの学習指導要領において教科等ごとに体系化されている知識や技能の内容を、教育課程全体の中でどのような意義をもつか整理し、教育課程の全体構造を明らかにしていく重要性について指摘している。そして、学習指導要領等を構造化していくとともに、その構造を各学校が十分に理解した上で各学校が目指す教育目標を全体としてバランスのとれた教育課程として具体化し、編成できるようにすることが、次期改訂に向けた大きな課題としている⁹⁾。

その上で、「各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続」として、幼児教育については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化を図ることや、幼児教育にふさわしい評価の在り方を検討するなど、幼児教育の特性等に配慮しながらその内容の改善・充実が求められる」ことが示され、「そうした幼児教育の改善・充実を図る中で、小学校教育との接続を一層強化していく」重要性について指摘された。

(3) 教育課程部会幼児教育部会における審議

この報告を受け、審議が開始された教育課程部会幼児教育部会においては、前述の「幼児期の教育と小学

校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」によって示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿（参考例）」を基にして、その明確化をしていく方向で議論が進められた。

その際、この参考例がまとめられた平成22年以降の社会情勢や子供を取り巻く変化、中央教育審議会幼児教育部会等の議論及び教育課程特別部会による論点整理等を踏まえ、2030年の社会と子供たちの未来を見据えて再整理された結果、平成28年8月の「幼児教育部会における審議の取りまとめについて（報告）」において、現在示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に直接的に繋がる10の幼児の姿が示された。

(4) 中央教育審議会答申における姿

最終的な中央教育審議会の答申においても、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は重要な役割を果たすことが示された^{注2)}。本答申では、今回の改訂の主旨はバランスの取れた教育課程を編成し、マネジメントしていくことであることが示された。また、幼稚園等においては、①幼稚園教育としての目標達成のために必要な具体的なねらいや内容の組織、②教育内容の質の向上に向けた、教育課程の編成、実施、評価、改善を図る一連のPDCAサイクルの確立、③家庭や地域の外部の資源も含めた人的・物的資源等の活用と、教育内容との、効果的な組み合わせ、の3つの側面からカリキュラム・マネジメントを捉える必要があることが指摘された。

この内、①については、各領域のねらいを相互に関

連させ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の学びを念頭に置くことが示されている。また、②についても、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づくことが示され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が評価の一助となることが述べられている。このように、本改訂において重要なカリキュラム・マネジメントの3つの側面の内、2つの側面について、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が関連していることから、その果たす役割の重要性を指摘することができよう。

3. 小学校学習指導要領に見られる幼児期の教育との接続

ここまで、幼稚園教育要領等に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を中心に、幼児期の教育と小学校の接続に関して基本となる本改訂の方針について見てきた。ここでは、就学後の児童に対する教育について示されている小学校学習指導要領に視点を移し、そこに示された幼児期の教育と小学校教育との接続に関する記述を確認していく。

幼児期の教育と小学校教育との接続については、まず、第1章「総則」の「第2 教育課程の編成」, 「4 学校段階等間の接続」において触れられている。ここでは、教育課程を編成する上で、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるように配慮することが示されている^{注3)}。また合わせて、低学年における教育が、幼児期の教育及び中学年

以降の教育との円滑な接続が図られるよう留意することが示され、特に小学校入学当初は、「幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと」が示されている。

この内容を受け、第2章以降の各教科等においては、「指導計画の作成と内容の取扱い」の箇所、低学年において「他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること」と示されている。

このように、小学校教育においては、生活科を中心とした取り組みを要として、幼児期の教育と各教科等における学習とが円滑に接続されるよう教育課程の編成や工夫をするよう求められている。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と、各教科等との具体的なつながりについては、本改訂の基盤となっている中央教育審議会答申の別添資料において示されている¹⁰⁾。この別添資料及び「幼稚園教育要領解説」「保育所保育指針解説」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」をもとに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と小学校教育における教科等及び幼児教育における領域との関係をまとめたものが、表2である^{4,5,11)}。

表2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と小学校低学年における教科等及び幼児教育における領域との関連

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	国語	算数	生活科	音楽	図画工作	体育	道徳	特別活動	領域
健康な心と体			○			○	○	○	領域「健康」など
自立心			○				○	○	領域「人間関係」など
協同性			○				○	○	領域「人間関係」など
道徳性・規範意識の芽生え			○			○	○	○	領域「人間関係」など
社会生活との関わり			○				○	○	領域「人間関係」など
思考力の芽生え	○	○	○	○	○	○	○	○	領域「環境」など
自然との関わり・生命尊重			○				○	○	領域「環境」など
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	○	○							領域「環境」など
言葉による伝え合い	○		○						領域「言葉」など
豊かな感性と表現			○	○	○	○			領域「表現」など

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」¹⁰⁾（別添7-2）及び「幼稚園教育要領解説」¹¹⁾「保育所保育指針解説」⁴⁾「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」⁵⁾を原典として、筆者が整理して作成した。特に意識的につながりを考えていくことが求められるものを示している。なお、幼児教育において小学校教育を前倒しで行うことを意図したのではなく、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、活動全体を通して育まれることに留意する必要がある。

この表からも、幼児期の教育と小学校教育における生活科との繋がりが、密接なものとして考えられていることが明らかである。また、幼稚園教育要領等における領域と小学校以降の各教科等とが、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を仲介として、結びつけられていることを読み取ることもできる。今回の改訂により、幼児期の教育と小学校教育とが、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を介して、理念的には繋がったと言える。

小学校学習指導要領では、特に、生活科において、「他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること」と示されており、小学校教育においては、接続期において重要な役割を果たすものとして生活科が位置付けられていることが分かる。

4. 考 察

ここまで、小学校学習指導要領及び幼稚園教育要領等の今回の改訂に至る議論の経過及び小学校学習指導要領に示された内容について、幼児期の教育と小学校教育の接続の観点から整理してきた。その結果、少なくとも次のことが明らかとなった。

- ・本改訂において、各学校段階の特徴を踏まえ、教育課程全体で子どもを育てようとする意識がこれまで以上に高くなっている。
- ・幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続するために、幼児教育において示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、重要な役割を担うことが期待されている。具体的には、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、幼児期の教育において、①教育課程を編成する際の目標の役割を果たすだけでなく、②カリキュラムマネジメントの観点から教育成果を評価する際の観点としての利用可能なものである。

・幼児期の教育と小学校教育の接続においては、幼稚園教育要領等に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関連する教科として生活科が重要な役割を果たしている。具体的には、生活科は、合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫を実施する際の中心的な科目として位置づけられている。

これらのことから、理念的には、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を介して、幼児期の教育と小学校教育が円滑に接続されたと言えよう。また、今後、保育者及び小学校教諭の双方において、接続期に関する関心はこれまで以上に高まると考えられる。しかしながら、その関心が、それぞれが本務として担う幼児期の教育及び児童期の教育への意識と比較すると、十分と言える水準にまで達するかどうかは確証が得られない。筆者の初等教育における実務経験から考えても、その年度に担当する学年の幼児あるいは児童を第一に考えるため、それ以外の学年の子どもに関する意識は、担当学年の子どもに比べるとどうしても低くなってしまふと考えられる。

実際に、理解・意識が不十分な保育者・小学校教諭の姿については、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」においても、「一般に、幼児期の教育を担当する教職員は児童期の教育にあまり関心を示さず、幼児期の教育とそれ以降の教育との関係を十分に理解・意識せずに幼児を教育する傾向があり、また、児童期の教育を担当する小学校の教員は、幼児期の教育にあまり関心を示さず、十分理解・意識せずに、あたかも児童を白紙の状態から指導しようとする傾向があるといわれる」と指摘されている。近年においても、保育者と小学校教諭の間には、たとえば「スタートカリキュラム」という用語については保育者に比べ小学校教諭の方が認知度が高く、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という用語については小学校教諭に比べ保育者の方が認知度が高いなど、接続期に関連する用語の理解に偏りがあり、所属との関係の深さが用語に関する理解に影響を与えていることが示唆されている^{12, 注4)}。これらは、先述した筆者の感じている感覚と同様のものであり、幼児期の教育と小学校教育とが円滑に接続された姿が実現されるかどうかは、保育者と小学校教諭の今後の努力によるところが大きいと言えるであろう。

小学校での生活や学習を円滑に開始するために実質

的に問われるのは、幼児が小学校に入学後、幼児期とは異なる場において力を発揮することができる水準に幼児の成長が達しているかどうかである。幼児期の教育・保育に携わる保育者にとって大切なのは、「幼稚園教育要領解説」の「第1章 総説」の冒頭部に示されている通り、「小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導を行うこと」であろう。そのためには、小学校においてどのような生活や学習が行われているのかを、実際に保育者が理解しておくことが必要と考えられる。その意味でも、卒園児の小学校での生活の様子を参観する機会は貴重であり、小学校教諭がどのような観点から児童を評価し、指導していくのかについて触れる機会は大変意義が大きい。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、幼児の姿として示されてはいるものの、理念的な姿である。その理念的に示された姿を手がかりとしつつ、実際に目の前に存在する幼児・児童の姿を、保育者と小学校教諭が相互に評価する機会をつくるのが、実質的な意味をもつと考えられる。その場での幼児・児童の姿を互いの立場から評価し、幼児・児童がよりよい方向に向かって成長していくための課題と方策について検討することにより、保育者と小学校教諭における評価や考えの違いを実感することが重要である。そして、その両者の違いから生まれてくる教育・保育の方法の違いや接続の段差について認識し、その段差を埋めるための方策をそれぞれの立場から考えることが、それぞれが担う教育について改善する際の一助となると考えられる。そのような接続期に実際に関わる保育者・教諭の意識が醸成され、その意識がそれぞれの教育課程に反映されたものになれば、幼児期の教育と小学校教育の接続は現在よりも円滑なものになると言えよう。

あるいは、学校段階間をつなぐ人材を教育現場に導入するというのも1つの方策として考えられる。例えば、各中学校区に1名、校区内の小学校を回る人材を確保し、小学校・中学校の兼務者として配置すれば、中学校入学前後における対応に、双方の所属者としてあたることができよう。同様に、小学校に勤務しつつ、学区内の幼稚園等にも兼務として所属をもつ教員を配置することができれば、小学校入学後、児童が直面する課題に対して、就学前後の期間に両面から、両者の所属者としてアプローチすることが可能となる。保育者と小学校教諭が協働する業務の設定等を含め、今後の実際の方策に期待したい。

他方、これから教育・保育現場に出てくる人材においては、それぞれの養成課程における幼児期の教育と小学校教育の接続に関する学修が重要となろう。幼児期の教育との接続に関して、小学校教育では生活科における役割が大きいことから、小学校教諭養成課程においては、生活科に関する科目を履修する際に、幼児期の教育に関する内容を学ぶことが可能である。しかしながら、保育者の養成に目を向けると、幼稚園教諭養成課程においては、従来の小学校の教科に関する科目がなくなり、幼稚園教育要領に規定する領域に関する専門的事項について修得することと変更になった。これは、大学の独自性を発揮し新たな教育課題等に対応できるように、教職課程を大きくくり化し、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃する見直しがなされたからである（中央教育審議会答申（平成27年12月21日）、教育職員免許法の一部改正（平成28年11月）、教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月））¹³⁻¹⁵。

このことにより、保育者養成課程においては、小学校教育に関する学修が減少することとなった。その危険性については、文部科学省初等中等教育局長の通知においても触れられており、「幼稚園教諭が小学校教育についての理解を深めることは引き続き重要である」と示されている¹⁵。そして、「各幼稚園教諭養成課程においては、教職課程コアカリキュラムが示すように、保育内容の指導法の科目の中で、小学校の教科等とのつながりを理解することを内容に含めること。また、大学が独自に設定する科目等を活用するなどし、小学校教育の理解に資する内容が取り扱われることが期待される」と、留意事項等に示された。

小学校の教科等とのつながりの理解を深めるために、大学が独自に科目を設定することも考えられるが、従来の教科に関する科目と教科の指導法の連携が強化され、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」の連携が強化されていることを踏まえると、「領域に関する専門的事項」においても、小学校の教科等とのつながりを理解するための内容を含めるといった方策も考えられよう。

保育者養成課程をもつ大学等においては、今回新たに示された幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を、保育内容5領域に関する科目等で積極的に取り上げ、乳幼児期から児童期の子どもの成長及びその成長を促進する指導方法について、学生に教授していくことが求められる。幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を

観点とした幼児の育ちを把握する演習の実施も考えられよう。小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通し、幼児の自発的な活動としての遊びを通した総合的な指導を行うことができる保育者を養成することが、保育者養成校の課題と言えよう。

注

注1) 並行して「論点整理」の内容について、教育関係者等間の議論も為されている。それらを交えて、教育課程部会により、平成28年8月に「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」として取りまとめられ、その後、関係団体からのヒアリングや、国民からも意見を募った上で、中央教育審議会の答申へと繋がっている。

注2) この答申では、他に、現行幼稚園教育要領のもと、言葉による伝え合いや幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続などに関する重要性及びその趣旨についてはおおむね理解されているものの、幼児期の終わりまでに基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼稚園教育と小学校教育の教育課程の接続が十分であるとはいえない状況等の課題が見られることを指摘している。また、「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことにより、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園を含めた全ての子供が健やかに成長するよう、全ての施設全体の質の向上を図る必要性についても述べられている。

注3) 具体的には、次のように示されている。

「4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び

中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。」

注4) 保育者と小学校教諭の意識や子どもの捉え方の相違を実証的なデータから明らかにしたのものとしては、中川らによる一連の研究などがある(2009・2010・2011)¹⁶⁻¹⁸⁾。

謝 辞

本研究は JSPS 科研費17K04664, 18K02511の助成を受けたものです。

文 献

- 1) 文部科学省：幼稚園教育要領<平成29年告示>，フレーベル館，2017。
- 2) 厚生労働省：保育所保育指針<平成29年告示>，フレーベル館，2017。
- 3) 内閣府・文部科学省・厚生労働省：幼保連携型認定こども園教育・保育要領<平成29年告示>，フレーベル館，2017。
- 4) 中央教育審議会：幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申），文部科学省，2016。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf（確認2018/07/25）
- 5) 内閣府・文部科学省・厚生労働省：幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説<平成30年3月>，フレーベル館，2018。
- 6) 厚生労働省：保育所保育指針解説<平成30年3月>，フレーベル館，2018。
- 7) 中央教育審議会：幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申），文部科学省，2016。
- 8) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議：幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告），文部科学省，2010。
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/11/22/1298955_1_1.pdf（確認2018/07/25）
- 9) 教育課程企画特別部会：教育課程企画特別部会における論点整理について（報告），文部科学省，2015。
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/12/11/1361110.pdf（確認2018/07/25）

- 10) 中央教育審議会：幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料，文部科学省，2016.
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_3_2.pdf（確認2018/07/25）
- 11) 文部科学省：幼稚園教育要領解説＜平成30年3月＞，フレール館，2018.
- 12) 堀越紀香・今井康晴・佐久間路子・塩野谷祐子・白川佳子・鈴木美枝子・野口隆子・原孝成・福田洋子・松寄洋子・横山真貴子・吉永安里：研究部会報告 幼小接続研究部会，『保育教諭養成課程研究』，第3号，89—90，2018.
- 13) 中央教育審議会：これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い，高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申），文部科学省，2015.
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf（確認2018/07/25）
- 14) 文部科学省初等中等教育局長：教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について（通知），文部科学省，2016.
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1380404.htm
- 15) 文部科学省初等中等教育局長：教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知），文部科学省，2017.
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1398706.htm（確認2018/07/25）
- 16) 中川智之・西山修・高橋敏之：幼保小の円滑な接続を支援する学級経営観尺度の開発，『乳幼児教育学研究』，第18号，1—10，2009.
- 17) 中川智之・西山修・高橋敏之：学級規範に関する子どもの捉え方の保育者と小学校教諭との相違，『学校教育研究』，第25号，121—135，2010.
- 18) 中川智之・西山修・高橋敏之：保育者と小学校教諭における学級経営観，子どもの捉え方，及び規範意識の育ちに関する認知の関係，『学校教育研究』，第26号，112—124，2011.